

第4回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年10月29日（水）15:58～17:50

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、翁百合、佐久間総一郎、
松村敏弘

（事務局）羽深規制改革推進室長、市川規制改革推進室次長、柿原参事官
（説明者）とちぎニュービジネス協議会、一般社団法人日本経済団体連合会
（国土交通省）土地・建設産業局 北村建設業課長、伊藤建設業技術企画官

4. 議題：

（開会）

1. 「ダンスに係る風営法規制の見直し」の進捗状況について

2. 事業者からのヒアリング

「地域の廃校利用に係る規制について」

3. 事業者、国土交通省からのヒアリング

「建設業に係る技術者専任要件の緩和」

（閉会）

5. 議事概要：

○柿原参事官 それでは、ただいまから規制改革会議第4回地域活性化ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、所用により長谷川委員が御欠席です。

また、佐久間委員は遅れて到着されると伺っております。

開会に当たりまして、安念座長から御挨拶いただきます。

座長、よろしく申し上げます。

○安念座長 どうも、御多用のところお集まりいただき、ありがとうございます。いつも同じことを言っていますが、政務の皆様がいらっしゃる時はカメラ撮りのために、私が挨拶をしているふりをしなければなりませんので、しばらく我慢させていただきます。

本日は「ダンスに係る風営法規制の見直し」の進捗を、まず事務局から御説明をいただきまして、地域の廃校利用に係る規制及び建設業に係る技術者専任要件の緩和について、御議論いただきます。どちらも地域振興のためには、なかなか重要なテーマと考えておりますので、どうぞよろしく御議論くださいますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

○柿原参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、安念座長にお願いします。よろしくお願いたします。

○安念座長 それでは、早速、議題1『『ダンスに係る風営法規制の見直し』の進捗状況について』に入らせていただきます。本件につきましては、風営法の改正案が閣議決定されました。その結果につきましては、これまでフォローアップをやっていた事務局より御報告をいただきたいと思ひます。

○柿原参事官 それでは、お手元の資料1に沿ひまして、風営法改正案の概要について御説明いたします。

まず、資料1の1ページ目の縦紙でございます。こちらは先週の金曜日、10月24日でございますが、政府としての風営法の改正案を閣議決定した法律案の概要でございます。

中身につきましては、そこにあるとおりですが、基本的な見直し内容としては、客にダンスをさせる営業について全般的な見直しをして、ダンスを切り口とした規制をなくし、それぞれ形態に応じて、照度なり営業時間なり、あるいは酒類の提供の有無などによって、規制を見直すということでございます。

それにつきましては、1枚おめくりいただきまして、横紙でございますが、改正前と改正後の見直しのイメージということで、これに沿って具体的に御説明したいと思ひます。

改正前、これは現行の規制でございますが、ダンスに係る部分につきましては、1号から4号まであります。

順序が逆で恐縮ですけれども、4号営業、つまりダンスをさせる営業につきましては、これは風俗営業法の規制から除外するというところで、規制がなくなるということでございます。

下から2つ目の3号営業、ナイトクラブ等でございますが、ダンスをさせ、かつ飲食をさせる営業につきましては、営業所内の明るさによって、具体的には10ルクスを超えるか、10ルクス以下かということなのですけれども、10ルクスを超えた場合においては、深夜に営業するか、深夜に営業しないかということとさらに分かれ、深夜に営業する形態であっても、酒類の提供があるかないかで、酒類がある場合については特定遊興飲食店ということで、新たな規制にするということです。

酒類の提供がない、あるいは深夜に営業しない形態につきましては飲食店営業ということで、18歳未満の立入りの規制が若干残りますということでございます。

また、10ルクス以下については、新しく2号ということで、これまで5号営業であった低照度飲食店は、引き続き風俗営業ということでございます。

なお、この照度につきましては、現在、警察庁で、照度の測り方について検討を進めて

おるところでございます。こちらは当然、改正案が成立した後の作業にはなりますけれども、現在、警察庁で考えている案としましては、演出に配慮した測定方法にするということです。具体的には、ダンスを踊る部分など、演出に配慮した部分につきましては測らずに、客が飲食する場所について、10ルクス以上を求めるという規制のやり方ですとか、あるいはそういった場所が判然と分かれな部分につきましても、一時的に10ルクスを下回ることについては許容するということです。一時的というのは、営業時間ベースで半分以下というようなことで、柔軟な測り方を考えているということで聞いております。

なお、法律成立後でございますが、正式には国家公安委員会規則で定めるということになっております。

事務局からは以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、何かただいまの御説明に対しまして、質問・御意見等ございましたらどうぞ。いかがでございますか。

ダンスをすっかり抜いてもらったのは一応大成功で、良かったと思うのですが、抜いてもらうと今度は照度の方が、何だ、こんなに大きな問題だったのかと、実をいうと余りが付かなかったので、そこは手抜きではあったのですが、しかし、結構測り方についても、それなりに柔軟にやってくれるという姿勢はあるようなので、それは良かったと思います。

そこで、今はもう法案も出てしまったところで、細かい議論をしてもしょうがないと思いますので、どうでしょうか。ダンスが規制の対象から抜かれたということは、これはこれで我々としても評価しなければならないというのは確かなことだと思うのですが、この前も御議論いただきました照度の問題については、これはまだ展開がよく分かりませんので、国家公安委員会規則の定め方がどうなるかを注視しつつ、当ワーキングとしても、必要に応じて議論するというふうにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○安念座長 それでは、風営法はそういうことにして、議題2「地域の廃校利用に係る規制について」に移らせていただきます。本件は、規制改革ホットラインの地域活性化集中受付にお寄せいただいた提案です。規制改革ホットラインは、まず、所管省庁に検討要請し、所管省庁からの回答を得て、ワーキング・グループ等で取り上げるかどうかを検討するというのが通常の流れなのですが、本件は特に地域活性化に資する提案でもありまして、早期に議論を開始した方がよい事項ではないかと思ひまして、今回こういう形で、正に早期に議論を開始させていただいたという次第でございます。

ですので、まずは官庁の御回答よりも前に、事業者さんからどういう実情かということ伺いたいと思いますので、関係者の方に御入室をいただいでください。

(とちぎニュービジネス協議会入室)

○安念座長 当ワーキング・グループの座長の安念と申します。今日はお忙しいところ、

お運びをいただきまして、誠にありがとうございます。

規制改革という観点から、地域活性化の知恵が何かないかというのを議論するのが当リーキングの仕事なのですが、何せなかなか自分たちの頭から、そう簡単に知恵が出るようなものではございませんので、現場でいろんな御経験・御知見のある方から、まずはとにかくお話を伺おうということでやっております。今日は本当に、こういう場にわざわざお出ましをいただいて、本当にありがとうございます。

早速ではございますが、まずは御説明をいただけますでしょうか。

〇とちぎニュービジネス協議会 私はとちぎニュービジネス協議会の会長をしております大塚でございます。今回、このような貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私ども、とちぎニュービジネス協議会は、皆様が御存じのように、全国にあるニュービジネス協議会の栃木支部というような形で活動しておりますが、私どもの最大の特徴は、女性と若者が多く活躍しているということになります。基本的には起業している人間が多いのですが、今回、規制改革に関してヒアリングをしていただきまして、私どもの藤井が一つ御提案をさせていただきたいということで、このような運びとなりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇とちぎニュービジネス協議会 とちぎニュービジネス協議会の会員であります、株式会社大田原ツーリズムの藤井と申します。今回はこのような話の場を持たせていただきまして、ありがとうございます。

私自身は、1つ地域活性化の会社を別に持っております、もともとその会社と、実は栃木県大田原市という行政と共同で、PPPというスキームでつくった三セクが、この大田原ツーリズムであります。正に地域活性であり、公共的な立場で事業運営を行っています。

まず初めに、この話をさせていただく前に、地域で、田舎で何が起きているかという、根本的な大きな問題として、空き家と廃校という問題があります。いろいろな地域活性化をやっていく中でも、こちらの2つは大きなネックになります。

これらは、これからもっと大きな問題になっていきます。なぜかという、中心市街地を見ても、空き店舗対策という活動をされておりますけれども、それ以上に、実は中心市街地でも空き家が非常に多くなっているということがあります。この空き家が、逆に雰囲気だとか、夜は非常に不安を与えるような要素になってきておまして、その土地を持っている方々は都内に出てしまって、所有したまま譲渡されずに置いてあることが少なくないのです。同じような状態が、廃校にもあります。うまく利用できないことが問題になってきており、使用されない廃校が増えているという事実があります。この2つの問題があり、これからの地域活性化のためには、どう利用するかというところを考えなければいけないと思っています。

そのうちの1つの、廃校についてお話をさせていただければと思っています。

2ページ目は大田原市の概要を説明しております。栃木県県北にあります市なのですけ

れども、23年度は8万人弱なのですけれども、今は7万5,000人ぐらいになっております。

西の方は平野部が広がっていて、東の方は中山間地域ですね。正に今、世の中で問題になっている中山間地域であります。

全体的に言えますのは、観光地ではない農業というところをいかしつつ、地域資源を活用し、観光事業を立ち上げているというところであります。

3ページに書いてありますのはPPPというスキームで、ファーム・アンド・ファーム・カンパニーと大田原市と合同でつくった内容を書いております。5,000万円ほど市が出資して、我々が新会社の中に入って、ソフトの部分で支援しているということです。

4ページとなります。今、旅行会社として大田原ツーリズムというものをつくって、基本的にはグリーン・ツーリズムですね。農水省さんが力を入れている分野でありますけれども、農業をいかした観光事業です。こちらの方で、旅行会社経由だとか、直接学校とかで人を来させているということです。インバウンドですけれども、海外からもアジアを中心に人が来ているというところであります。

常勤の社員は5名です。私は常勤の役員となっております。オール栃木で頑張ろうということで、このような役員になっているというところであります。

5ページに体験内容を書いております。我々の一番の売りは、観光地域でもないの、農家民泊です。今、農家民泊の世界は規制緩和が進んでおりまして、非常に取りやすくなっております。ただ、もともと栃木県は、4、5年前は2軒しかなかったところを、大田原市で今、70軒という登録まで持ってきております。

そのほか、こういう農業だとか郷土料理、食とか、あとはクラフトだとか、伝統工芸を使って、もともとの素材を使って、人が来て体験できるようなプログラムに変えているというところであります。

6ページに農家民泊の様子が書いております。

7ページは受入れ地域です。我々の仕事は、人を呼んでくるところと、観光としてのおもてなしができるような地域づくり・人づくりを行っているというところであります。

8ページ目で、面白い仕掛けもつくっております。今、マイクロファンドというものが話題になってきておりますけれども、マイクロファンドを三セクが取り入れた事例としては、恐らく日本でも初めてではないかと思えます。そういうところを「カンブリア宮殿」とか、テレビの方でも取材していただきました。

9ページは、こういう地域づくりのうちの、神社とかの地域資源を使って、新しい試みをやっていますという内容です。

本題であります廃校の問題が、10ページの方になっております。写真が全部集まらなかったのですけれども、もともとある3校に加えて、去年の3月に4校もの学校が廃校となりました。もう急激に廃校が、今、増え始めているというところがあります。我々のお題が人を連れてくると、農業をいかしてほしいということと、後は遊休資産をうまく、市の方でもいろいろあるので、是非、使ってくれということでやっております。

11ページは廃校を活用した、プチ断食道場という、ターゲットを女性として置いたもので、自然体験とか、ここに自転車チームがあるので、地元でできる体験を、廃校を基軸に行ったものです。2日間の体験だったのですけれども、非常に人気がありました。

ただ、ここで問題があったのは、宿泊許可の問題だったのです。2か月限定というところで、飽くまで宿泊業としてではなくて、昼間の体験だけで提供していたという形なのですけれども、要望としてあったのは、2日間の断食道場としてしっかり泊まって、これをずっと続けてほしいという御要望がありました。ただ、宿泊許可に対していろいろ手続をやろうとしたところ、非常に難しいところがあって、とりあえず2か月限定のプログラムとして終わったというところがあります。

12ページは、実はJTBさんと組んでいるプログラムで、廃校を使ってツアーを組んだもので、大人の小学校生活体験ということで、丸1日かけて、いろいろな教室、理科とか家庭科とかを模擬したような形で、地元でできる体験というものを提供しています。

下の方の写真は、運動会をやっている写真です。限界集落の田舎の廃校なのですけれども、これで100名近くの企業さんが来ているという状況となっております。ここはフィルムコミッションでも使われるような、すばらしい施設となっております。木造校舎で、ここは改装しないで、このままの状態で泊まりたいという多くのニーズがあります。

震災があって、市役所はひびが入り使用できなくなってしまったのですが、完全に潰れたわけではないのですけれども、ガラスとか壁とかが崩れてしまって、今は仮庁舎にて仕事しております。しかし、この廃校は全然ガラスも割れていないというような状態です。木造なのですけれども、建物としてはまだまだしっかりしているのです。こんな建物なのですけれども、実は耐震強度というものは、計算されているかということ、まだ計算されていない状況ではあります。ただ、ガラスは1枚も割れていないということです。これが現状です。木造校舎においても、それぐらい建物がしっかりしたものも実は多いのです。

今回は廃校の中でも、事例として、この校舎を中心としてお話しさせていただきます。13ページなのですけれども、今の廃校の活用事例ということで、「公民館・資料館等 社会体育施設」とかというものもありますけれども、これは書類上ということもありえます。実際、使われていないこともありえます。

次は「福祉施設・医療施設等」関係です。これはシニア層の受入れだとか、後は障害者施設の受入れなのですが、これは比較的活用しやすい方法です。なぜかというと、補助金が活用しやすい分野のため、比較的改修して使用しやすいのです。

しかし、今回の話題は、次の「体験交流施設等」の活用方法です。この方法での活用を多くの方が望んでおります。なぜかと言うと、学校を地元の人も大切にしたいし、田舎こそ、コミュニティーや交流施設が少ないからです。田舎では、コンビニをつくると、行く場所がなくて人が来るとも言われております。地域のコミュニティー施設がほしいという要望がすごくあります。ここを宿泊施設に変更した場合に、人が集まる要素がすごくあるのですけれども、そこから地元の交流が始まって、定住というのが進むこともありえるは

ずなのですけれども、これができないのです。なぜか、というお話をしていきます。

「体験交流施設等」の活用数は300としか書いていないのですけれども、実態は、ほとんど、いろいろな自治体というか、地元の人たちがこれをやりたがっているのです。しかし、これには改修という深い悩みの問題があって、実は宿泊許可制度もあって、できていないのが現状だということなのです。利用されていない廃校数が増えています、これは文部科学省のデータなのですけれども、14年度からの現在までの合計で、1000件までになっているという現状があります。また、増加が早くなっているということがあります。

14ページです。これはどんなところにあるかということなのですけれども、本当に周りは何もないような、田んぼと、少し右の方、google mapと書いてあって申し訳ないのですけれども、お茶の名産地でもありまして、日本の東側で言えば、お茶の生産の北限地帯とも言われています。製茶工場なのですけれども、すごくきれいな製茶工場があったり、この付近のウォーキングマップを作れば、散策するには良いルートが作れるような場所でもあります。ただ、そもそもここに来る用途がないので、人が来ていないということです。

頁の左下のところに書きましたけれども、旧須賀川小学校という場所なのですけれども、インターチェンジも、最寄りの駅から1時間ぐらかかる場所で、普通にしていたら誰も来ないところなのです。今、使われているのは、管理上では主要施設になっていますけれども、実際は保存会というところがあって、年2回のイベントでしか使用されていなかったというのが現状です。最近では、体験交流施設として頻繁に使うようになってきたというところでも、せいぜいあっても週に1回ぐらしかという程度になっております。なぜかという、昼間の体験しかできないからということなのです。

ただ、この限界集落だからこそ廃校になったわけなのですけれども、こんなにすばらしい施設が交流施設になったら、人がすごく来やすい場所でもあるということです。そこから地元の人との交流が始まるという本質的な部分があるのです。そこが、人に来てもらって交流しなければ、定住なんていうのは、何も始まらないのです。そういうところがあります。

15ページをお願いします。どういう問題があるかということ、私は建築士でもないのに、飽くまで概要的な部分でしか御説明できないのですけれども、例えば、宿泊施設とした場合においては、用途変更になります。用途変更になったときに、現行の建築基準法が適用されて、大きな改修が必要になってくるというのが根本的な問題です。

ここに簡単なベクトルが書いてありますけれども、現行の基準法が適用されます。その場合にどうなるかということ、耐火建築、内装制限、防火壁とか、こういうものが発生してきて、結局何が起きるかということ、防火とか内装制限によって、このすばらしい木造校舎が、仮に100歩譲って改修したとなると、何が問題かということ、建物とかをサッシに変えなくてははいけない。中も、壁とかも全体的に変えなければいけない。もともとの木造校舎の良い素材というのは、なくなってしまうのです。

先ほどお話ししたように、偶然といえれば偶然かもしれません。地震というのは方向性の

問題もあつたりします。しかし、あれだけの震災があつて潰れなかつたぐらいの建物なのです。それにもかかわらず、こういういろいろな問題が起きているというところです。

16ページです。改修されると何が問題かという、また新耐震設計基準が問題になってくるということです。用途を変更しなければ、この建築基準法も現行に合わせることなく、そのまま進んでいくわけですがけれども、用途が変わった途端に、この建築基準法に合わせなくては行けない。そういうことによって、実は廃校利用で一番利用したいというのは木造校舎にもかかわらず、木造校舎をこの現行に当てはめると全然改修費用もかかるし、全然雰囲気が変わってしまうし、一番やりたくないところでもあるわけです。そこがあるので、せっかく良いものがあるので、改修したくないというところで、実はみんな改修しないで終わっているというケースが多いのです。

17ページに市と県のやり取りを書いております。この中で、結局、用途変更のために、平成18年11月28日に書いてありますけれども、県から言われたのは、結局、宿泊に限定しても、廃校施設を宿泊施設と見なし、建築基準法により用途変更が必要ですよと書いてありますけれども、そのとおりなのです。

具体的に、今、どう利用しているかということ、利用面積を相当下げて、12月13日、利用面積190㎡に合わせて、ほんの別棟の小さい小屋みたいなところがあるのでありますが、そこだけ宿泊施設にしてはどうかということで協議して、12月15日、使用料を取らない、食事は利用者が調理、寝具は備え付けないということで、旅館業法に抵触しないという形で、結局、一部の子供たちが来て、合宿ですね。年に2、3回利用で、ただ来て帰るみたいな、市として下手にやると、結局、いろいろな法律に抵触するというので表だって宿泊施設として提供していないという、もったいない状況です。ただ、宿泊のニーズは相当あります。

18ページに改修事例が書いてありますけれども、改修費用は規模によって非常にかかってきますので、「すまいるプラザ大黒」というところを見ていただければと思うのですが、3階建てとかであったとしても、2階部分以上は使わないという手立てをして、壁をつくってしまつて、面積は実は少ないのですということにして、改修費用を少なくさせているということが一般的にあります。

19ページです。あともう一つ、是非、見ていただきたいのは、簡易民宿というところがあります。簡易民宿で、我々のように農家民宿をやっているところについてなのですけれども、簡易宿所というところで宿泊許可を農家さんに取っていただいております。かつ、この簡易民宿の中で、平成15年度から規制緩和が進んで、農家民宿に関する規制緩和ということで、旅館業法とか消防法とか建築基準法が変わつておまして、これによってかなり、農家さんも用途変更しなくていいので、現行の建築基準法に合わせずに、お金をもらつて宿泊させることができるようになっております。それによって、我々も70軒、農家民宿というものが出来上がったというところがあります。ここでは、客室が33㎡未満であればできるということです。

大田原での農家民宿で、手続で2万2,000円かかるのですが、それは宿泊許可を

取るためです。後はせいぜいあるのが、消防法で少し設置するぐらいで、1万ぐらいかかるかというぐらいです。改装したりすることは、ほとんどのケースはありません。そういう現状です。

それならば、やはりこういう農家民泊のような簡易民宿の手法を考慮して、是非、廃校をもっと活用できるようにした方がいいのではないですかというのが、私の提案です。改装はできるだけ、したくない。そのままの素材自体が、実は人を来させられるので、改装したくないという部分があります。ただ、最低限の安全というところを意識する必要がありますだろうというところで、20ページに書いてあります。耐震、耐火、準耐火建築物とか排煙規定とか、こういう火に関する規定がありますけれども、では、例えば、何か飲食業の許可を取ったりするのだったら別棟にしてしまうとか、たばこの火も、たばこことかも建物から3メートル以内は一切喫煙所もつけないとか、火の規制をすることによって、火を使わなくするだけで全然変わるのだったら、そういう規定を入れてしまって、改修をなくさせた方がいいのではないかというところも、まず一つです。

21ページです。活用する方法例なのですけれども、ニーズのところを見ていただきたいのです。こういう規制緩和が進んで、もし廃校に泊まりにくる人たちがいるとすれば、どういう人ですかというと、1つ目の用途がスポーツ合宿なのです。子供たちの教育とか、スポーツ、体力増強というところで、まずあります。

2つ目は自然体験なのです。子供たちの自然体験とか、地域との交流とか、こういうところの近くで飯ごう炊さんとか、農業体験とかというところでは、

3つ目は企業などの研修なのです。企業さんが、特に最近とかは、実は自衛隊研修とか流行っていますけれども、うちでも廃校を使って自衛隊っぽい研修をやりたいとかあるのです。何をやるかというと、ただ2段ベッドを作って、いろいろ基本教練をやるだけなのです。別に食べる場所なんて、他のところでもいいわけです。ただ、そういう周りトシャットダウンできて、何も考えずに自分たちだけの、訓練だけを意識できるような場所で、ただ起きて練習して寝てという、それだけを繰り返すだけで十分な施設でいいわけです。食事は弁当とかでもいいわけです。

そういうところで、これは何かというと、飽くまで教育の延長線上でもあるわけです。だったら、用途変更しないだとか、こういう限りであれば別にいいですよみたいな、子供たちの教育のためだとか、大人も含めた研修だとか、教育目的のための交流施設という限定だったら、別に悪さをする人も、はっきり言っていないです。

あと、もう一つは農家民宿のように、廃校といっても全部宿泊施設にする必要がないため、交流施設だとか体験施設という部屋を残すのです。なので、例えば、面積規制は、さすがに33㎡以下というのは小さ過ぎるので、2教室ぐらいを宿泊所に替えてもいいぐらいな規制にしてしまって、先ほどの火を使わないということに制限してしまえば、十分、交流施設としては人が呼べる施設になりますので、そういうふうにしてはどうかというところでは、

次の22ページに、収容人数において事業計算をしたものがあります。高いか安いかわくのは、私は十分メリットが生めるような金額ではないかと思っております。これが、逆にいえば多過ぎるのではないかと思う人にとっては、いや、そんなことはないですと十分言えるような内容だと思えます。50人収容と200人収容というケースです。200人になると教室の数が多くなってしまふので、50人ぐらいで十分だと思っております。これにおいて、年間2,000万円ぐらい、売上げを上げて、地域に人がそれだけ来てくれるような数になると思えます。ここでは2,000万円と挙げていますけれども、これは最低限のレベルです。夏の合宿と、ゴールデンウィークから秋までの、ある程度の団体客を取っただけで、これは簡単にいくと思えます。

実際、23ページのものを見ていただきたいのですが、23ページは栃木県塩谷町というところの廃校なのですけれども、ここは一般的な観光地域ではない場所で、周りにこの学校以外何もない自然の中の場所です。そこで実際に3,000万円の売上げを上げているという事実があります。

実はここは、補助事業も入れずにして、常勤4人をきちんと採用しているという場所です。常勤なのですけれども、実際は飲食店だとかそういうところで、生活の部分でパートさんみたいな人たちが結構いるというところでもあります。これによって、年間は見えてのとおりに5,000人も来ているというところでもあります。

少し長くなったかもしれませんが、本質的に行いたいのは、これから本当に、地方では空き家と廃校、これが根本的な問題になっています。どう利活用するか。空き家の場合は、逆に規制することも必要かもしれないのですけれども、そういうところで、もったいない施設がいっぱいありますので、まずは使えるような状況にさせていただくために、もちろん安全上、規制をすべきところもあります。火の使用厳禁だとか、そういうところを押さえた上で、やはり農家民宿ではないのですけれども、そういう事例もあるわけですから、廃校利用においても同じような簡易民宿の規制緩和をさせていただいて、利用しやすく、特に木造校舎です。これは本当に利活用のアイデアがしやすいのですけれども、結局、ほとんどの木造校舎が改修しなければいけないので、みんな踏みとどまっているという状況があります。

これについて、是非、御検討いただけますとありがたいというところです。

ありがとうございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションをしたいと思います。どなたからでも御発言ください。

○佐久間委員 どうも、御説明ありがとうございました。

1点だけ、最後に御紹介いただいた、「星ふる学校くまの木」というところは、先ほどのいろいろな規制がある、規制を改修によってクリアをした施設にされたという例なのではないでしょうか。耐火規制とか、そういう規制をクリアするために、壁とかそういうものを修正したということでしょうか。

○とちぎニュービジネス協議会 はい、そうです。改修費に1億円以上かけておまして、窓を見てのとおり、全てサッシにしております。なので、改修により雰囲気が損なわれている部分は多々あります。ただ、それ以上に廃校があつて、それをどう利活用するかという観点が大きかったところがあると思います。

○安念座長 これは、直接には藤井さんが手掛けられた例ではありませんね。

○とちぎニュービジネス協議会 これはないですね。

○安念座長 なので、伺うのもおかしいのだけれども、1億円は誰がどういう形で出したのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 この内容自体は分からないですけれども、恐らく町と国の方とかだと思えます。

実は、農水の方でも半額の補助はあるのですけれども、実際、半額でも1億、2億、旧須賀川小学校でやったら1億円では済まないとは思いますが。2億、3億円とか平気でかかるところだと思うのですけれども、半分は自治体が面倒を見なければいけないという部分で、自治体もまずは踏みとどまります。それ以上に、今、ハード改修をしたところで、本当に人が来るのかという疑問で踏みとどまっているところがあるのです。

あと、もう一つは、何よりも、先ほどの、完全に雰囲気が変わってしまうので、そこは絶対やりたくないというところですね。

○翁委員 いいですか。

○安念座長 どうぞ。

○翁委員 先ほど、簡易宿所営業で、これは19ページに民宿、山小屋、スキー小屋とか書いてありますけれども、こういったところは、木造でいろいろな耐火基準を満たしているようには思えないのですけれども、人が宿泊できるわけですね。そういう簡易宿所という形で学校を位置付けるということはできないのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 同じように、面積を本当に小さくすればできる可能性は。

○翁委員 面積がポイントになるのですね。

○とちぎニュービジネス協議会 やはり一番大きいです。

○安念座長 教室は、こうなると広いですね。

○とちぎニュービジネス協議会 広いです。1つの教室でも、多分、超える可能性はあると思います。

○安念座長 そうすると、まずは間仕切りから替えていかなければいけないということになりますね。

○とちぎニュービジネス協議会 そうですね。間仕切りを作った時点で、防火とかいろいろな問題が発生してきます。

○安念座長 それだと、多分、大規模な模様替えなので、やはり新耐震というか、新しい最新の規制を適用することになるでしょうね。

○とちぎニュービジネス協議会 なります。

○安念座長 用途変更だけではなくて、そもそも建物そのものをかなり変えてしまうので、そうすると大規模な改修をすると、最新の規制が適用されることになるので、なかなか難しいですね。

○とちぎニュービジネス協議会 すごく難しいです。

○安念座長 どこから手をつけるのが一番効果的ですかね。いろいろな規制の網の目が適用されるところで、全部を一挙にというのはなかなか難しいとすると、一番ニーズに応える、つまり、一番、今あってほしくない規制というのは何だとお考えになりますか。

○とちぎニュービジネス協議会 あってほしくないと言ったら語弊なのですが、一番は建築基準法ですね。改修したくないというのがあります。

○安念座長 そうでしょうね。

○とちぎニュービジネス協議会 なので、農家民宿と同じように民宿の規制緩和が必要です。学校の場合、規模が違うのですが、宿泊する場所はその中の一部でいいのです。一部でいいので、何㎡というところを、農家民宿ではないですけれども、もうちょっと大きな㎡で取ってくれて、これ以下の㎡だったら、廃校の場合オッケーだというぐらいにしたらええと、用途変更しなくていいと。農家民宿をまねていただいて、廃校の簡易民宿の規制緩和を行っていただければ、一番やりやすいと思います。

旧須賀川小学校を見ていただければ、本当にもったいないと、皆さんおっしゃっていただけたと思います。

○翁委員 これは何で33㎡になっているのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 恐らく、1部屋とかそういう区分だと思えます。

○翁委員 そこまでなら農家という考えなのですかね。

○とちぎニュービジネス協議会 農家民宿の場合は、基本住宅というものがあって、住宅で人が住んでいるところで、かつ、そのうちの全てを、民宿として全てを利用するわけではなくて、飽くまで農業というものがメインとしてあって、その副業的に、農家民宿で一部分だけ使うに過ぎませんということで、こういう許可があります。

同じように、学校も飽くまで交流・教育が目的であって、宿泊させるのがメインの目的ではありませんと。そこでいろいろな体験をしたり、いろいろな交流をしたり、そういう教育の延長線上の外での体験がメインなのだという考えに置き換えていただいて。飽くまで教育の観念、もし企業が来たとしても、同じ考え方です。その用途というもので、飽くまで一部分を宿泊できるようにしてもオッケーですよという、本当にそれだけでいいのです。

用途変更しないという規定をつくっていただければと思います。

○安念座長 そうですね。しかし、今の建築基準法の体系では、恐らく学校というくくりになっているのではなかったですか。そこを一種の拡張解釈というか、学校そのものではないけれども、学校みたいなものだと。

○とちぎニュービジネス協議会 飽くまで教育ということですよ。

○滝座長代理 学校は学校で、いろいろな安全とか管理人とか。

○安念座長 それはしかし、学校としてのものです。だから、建築基準法上の問題とは、またスケールの違う話です。

大体、2階建ての木造校舎をイメージするとして、1階の方には、例えば水回りとか、給食室、調理室なんかもあるはずだから、使える施設は大体下の方に多分ありますね。そこを改装して、例えば、シャワーぐらいは使えるようにして。しかし、2階は別に使わなくてもいい。こんな感じですか。

○とちぎニュービジネス協議会 ただ、例えば、こういう学校の別棟というのは大体あるので、そこでシャワー室とか水道、水回りとかもそうなのですけれども、水道は普通に使えますので、トイレとかもありますので、逆にシャワーとかお風呂が必要であれば、その棟をつくってしまえばいいのです。それだったら宿泊施設としての部分は小さく収まるので、その建物の中を別に改装する必要は。

○安念座長 そういう意味ですか。

○とちぎニュービジネス協議会 はい。お金もかかるので、

○安念座長 その建物の用途は何だというふうになるのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 例えば、お風呂とかシャワーとか、それだけです。

○安念座長 いえ、それはそうだけれども、お風呂という建築基準法の用途はないだろうから、何か離れみたいなをつくるわけですか。

○とちぎニュービジネス協議会 はい、そうです。それで十分なので、そちらの方が全然安く済みます。

○安念座長 改修するよりは、それはそうですね。

○とちぎニュービジネス協議会 改修もしなくていいので。

○佐久間委員 そうすると、要するに、泊まるということだけが問題になるということですかね。

○とちぎニュービジネス協議会 そうです。かつ、本人たちが勝手に泊まっているという解釈なので、お金をもらわなければ一切平気なのです。ビジネスになったときにお金が、しかし、何でも運営するにはお金がかかるではないですか。ですから、お金をもらわない限りは運営できないし、地元の雇用もできないし、そこでお金をもらった時点で旅行業法に抵触して、旅行業法の許可を取るためには、この建築基準法の基準を満たさなければいけないのです。変な話なのですけれども。

○佐久間委員 よく分からないのですけれども、そこは分けて、昼の教育的なところだけお金を取って、泊まるのはタダにするということでは駄目なのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 それをやってしまうと、旅行業法に引っ掛かってしまうのです。では、どこでお金を取っているのだ、いや、我々は、例えば、2泊3日のプログラムですよと言ったときとか、人や団体に対して、ここに別に泊まっても平気ですよと言ってしまった時点で、昼間の体験料を取っている時点で、夜に宿泊させているのではない

かということになってしまうのです。我々は三セクとはいえども、一応、旅行業を取っているので、2泊3日とか3泊とか営業して、そこでどこかでお金を取った時点で、法律に抵触してしまうのです。

○安念座長 そうすると、当然に旅館業となるということですか。今、おっしゃったのは旅行業ですか。

○とちぎニュービジネス協議会 旅行業であります。

○安念座長 分かりました。一種のパッケージ型のツアーですね。

○とちぎニュービジネス協議会 そうです。

○安念座長 それを主催するということですね。

○とちぎニュービジネス協議会 そうです。そこで人を呼んできて、その一部分、例えば、1割とかを手数料でいただいて、9割を地元の農家さんにお金を出して、そこで副収入にいただいているのです。その1割を我々の人件費とか旅費に充てているというところですよ。

○安念座長 それはそうですね。

○とちぎニュービジネス協議会 合法的に宿泊あっせんはしていませんというところで、お金をもらっていないというところで、2泊3日のツアーですと言ってしまっているのだったらいいのですけれども、泊ということを言った時点とか、2日間とかと言った時点で、やはりすぐに抵触してしまう。

○安念座長 では、旅行業の何種かは知らないけれども、登録をしていらっしゃる。

○とちぎニュービジネス協議会 はい。2種を取っています。

○安念座長 あれは何か、供託金みたいなのが要るのでありませんでしたっけ。

○とちぎニュービジネス協議会 はい。払っています。220万円ほどです。こちらは別に、旅行業としてはいいのですけれども、ただ、人を呼んできたときに、とりあえず泊ませる時点で、ましてや我々が、例えば、布団を準備するではないですか。その時点で、そこはもうあっせんになってしまいます。では、布団代をもらいますと言った時点で、いろいろなトラブルの元になって、間違いなく違法の方には進みます。

○安念座長 それは分かりました。それは、箱もの話ではなくて、業、ビジネスの問題ですね。

○とちぎニュービジネス協議会 はい。

○安念座長 分かりました。

○とちぎニュービジネス協議会 最終的には旅館業として運営できないとまずいので、そこがみんなできないわけです。要は、お金が取れないので。お金が取れないというか、結局は何もできない状況です。

○安念座長 そうすると、廃校を利用して、研修でも何でも、パッケージとしてこちらが提案して、そして泊めて、食事も何らかの形で用意するとなると、建築基準法の問題と、旅館業法の問題と、旅行業法の問題と、少なくともこの3つは何らかの形でクリアしなけ

ればならないということですね。

○とちぎニュービジネス協議会 そのうちのあれです。基本的には旅館業法だと思っただけならば。旅館業法を取るために、そこで現行の建築基準法が引っ掛かってくるということですね。

○安念座長 そういうことになりますね。

○とちぎニュービジネス協議会 結局、お金も取れないところで、要は、旅館業法を取っていない場所に対して、いずれにせよ我々は泊まれますということとは言えないので。

○安念座長 ちょっと私が聞き逃したのかもしれませんが、旧須賀川小学校では、結局どうしておられるわけですか。

○とちぎニュービジネス協議会 今はもう本当に、昼間の体験だけしか。もったいない状況です。なので、1日で帰ってしまいます。

○安念座長 では、朝、来ていただいて、夕方にはお帰りいただくと、そういう形ですか。

○とちぎニュービジネス協議会 そうです。泊まれるようになったら、それこそ夏季の期間とか、毎日のように人が来ます。幾らでも来させられます。

○安念座長 それは泊まっていたただかないと意味がないですね。夜の静けさと暗さを体験していただかないと。

○とちぎニュービジネス協議会 そうですね。そこで、例えば地元の人と、交流が始まるのです。我々の体験も、地元の人を必ず入れるようにしているので、夜も懇談会とかもできますし、1日ぐらいただとコミュニティーとの会話が全然なくなってしまうので。

○安念座長 規制を所管している官庁の側からすれば、当然だけれども、確かに、あなたの方がやっているビジネスとか建物については、なるほど、良いのは分かりましたけれども、それを例外扱いしろとおっしゃるとなると、他にもいろいろなところで例外にしる例外にしると言って、收拾がつかなく。必ずこう言うだろうし、それはそれで一応もったもです。その場合、どこら辺までの範囲を例外扱いせよと言うならば、説得力があるものですかね。

何かお考えはありますか。

○滝座長代理 いいですか。大義名分だけでは話にならないのですけれども、地元の小さい雇用になるわけですね。副業にもなる。地方の活性化そのものですね。そういう意味では、副業になる側である地元側に何とか協会やコミュニティー応援会のような地元の人が過半数を占めているようなきちんとしたNPO法人を立ち上げて、それをまた地元の人で管理人がいれば、その人も自分の副業になるわけだから、問題は起こらないようにしますね。そんな感じの何か、プラス補助線を付けて、アイデアで提案していただけるといいですね。地方創生・活性化担当大臣もいらっしゃるわけですし、地元の雇用になるというのが、結構な大義です。

○安念座長 それが最大の眼目です。

○滝座長代理 留守番がいないと逃げられる。地元の人、逃げられない人が責任を持つ。

責任者、安念。どこかにそう書いてあれば、安念さんは逃げるわけにはいかないし。

○安念座長 そういうことですね。

○滝座長代理 何かそういう知恵で、仕事をされてはいかがですか。

○とちぎニュービジネス協議会 おっしゃるとおり、こういうすばらしい校舎になると、保存会みたいな管理運営主体が、市のほかにあるのです。実際、旧須賀川小学校にもあって、これだけの校舎なので、毎日来て空気を入れ換えているのです。なので、大抵どこにでもあるので、それぐらいは本当の良い校舎だったら、実際に簡単にできると思います。そこで管理人みたいなことも全然可能だと思いますし、後は管理運営主体が、保存会の許可と、例えば、我々みたいな三セクであれば間違いな管理運営になっていくと思いますので、それは可能だと思います。

後は火器についての使用方法ですね。ここはやはり、燃えてしまうと大きな問題になるので、そこについての制限と、あとは飽くまで、ほとんどのところは地域との交流とか教育のための宿泊施設に変えたいので、用途を制限させるのと、火器の使用制限と、地元の許可と、あとは宿泊施設にするのは、メインではなくて、どこかの一部分であるという制限から、この用途変更までしなくていいような許可にしているのだという、規制緩和にさせていただくというところだと思います。

おっしゃるとおり、地元の保存会みたいな、協議会みたいなものの許可と、あとは管理運営主体の規制。そこは入れておいた方がいいと思います。

あとは何よりも、行政のきちんとしたバックアップみたいなのがあるということも、きちんと得る必要があると思います。

○安念座長 これはやはり地元の行政の、かなり強い、必ずしもお金とは言わないけれども、少なくとも気持ちにおいては強いバックアップがないとできない話でしょうね。

あと、良い建物とおっしゃいましたが、当たり前だけれども、まずは木造というのが良いですかね。僕の廃校になった小中学校は、下手に鉄筋コンクリートにしてしまったのだな。つい10年ぐらい前までは本当に古い木造で、むしろその方が、今となっては値打ちがあったのかもしれないね。

○とちぎニュービジネス協議会 木造の方が良いとは思いますが。RCだと夜にお化けが出るような感じになることもありますが、木造校舎は泊まっても怖くないものが多いのです。

○安念座長 そうなのです。RCは、あれは何て言うのでしょうか。建物というのは何でも、使わなくなれば荒廃するのですけれども、その荒廃の仕方がまたひどいのです。あれは何であなるのだろう。別に私は郷里のためにやっているわけではないのだけれども。

あと、学校のほかに、こういう形で使えるような建物というか、施設の候補みたいなものって、何かお考えはありますか。

○とちぎニュービジネス協議会 2つあります。一つは空き家対策なのですけれども、これは逆に規制しないとまずいと思っています。譲渡しないでそのまま残して、すごく問題

になっている建物が多いので、逆に何年以上の、住んでいない場合においては、逆に行政へ譲渡をさせるような規制は必要だと思います。

その中には本当にいい建物もあつたりするのです。同じように木造で。

○安念座長 やはり木造でなければ駄目なのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 空き家は木造でいっぱいあるのですけれども、やはり100年ぐらいの値打ちものも結構あるのですけれども、そこで都内に行ってしまうと、全然空気の入れ換えをしない時点で、すぐに荒廃してしまうのです。ですから、もう住んでいない時点で早目に譲渡されると、これも観光客とかを呼ぶにはすごく良い施設になっていくのです。そこを早く譲渡できるような規制をかけていくというのが、一つあります。

あと、もう一つが、農家民宿もそうなのですからけれども、農家民宿ではなくて、田舎の中山間地域だと、違う事業を行っている人も結構いたりするところなのですからけれども、良いおじちゃん・おばちゃんが出て、良い地元で根差した鍛冶屋みたいなものとか、そういう工業系のことをやっている人たちもいるのです。農家民宿と同じように民泊の規制緩和というのでもすれば、より地方が活性化されると思います。

要は、今は農業者・漁業者しか駄目なのですからけれども、そこからの枠を越えて、民泊規制をもうちょっと業種を広げていった方が、広がりが早くなると思います。

○安念座長 それは農水の仕事だから、結局、農水産だけなのですね。そこをもう少し、地元の産業というか、仕事というか、そういうものに、一般に目を広げた方がよろしいということですね。

○とちぎニュービジネス協議会 そうです。実際やりたい人たちも多いので。

○安念座長 そうですか。なるほど。

○滝座長代理 空き家対策は本当にすごく重要で、更地にすると税金を取られてしまうので、しないのですね。しかし、そこに泥棒が住んだり、いろいろな問題が起こってしまいますよね。

○とちぎニュービジネス協議会 そうなのですか。おっしゃるとおりです。

○滝座長代理 地方は20%を超えていますね。

○とちぎニュービジネス協議会 パーセンテージは分かりませんが、もうそれぐらいすごいですね。

○安念座長 一説によれば、戸数で600~700万あるはずですね。

○とちぎニュービジネス協議会 はい。中山間地域だと本当に2軒に1軒というところも。ましてや、今は中心市街地活性化と言っていますけれども、中心地でも、結構、田舎の方は空き家がすごいです。

○安念座長 他に、いかがですか。

失礼ですが、もともとは何をしていた方なのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 すみません。全く違う分野なのですからけれども、ものづくりで、私はエンジニアで、航空機をつくっていたり、車の研究開発とか、技術屋からスピ

ンアウトして5年前に。

○安念座長 いや、スピニアウトって、ちょっとやそつではないスピニアウトですね。何か人生の転機が。こんな立ち入ったことを伺って恐縮だけれども。

○とちぎニュービジネス協議会 何かものをつくっていて、やりたいことをやっていたのですけれども、もっとやりたいことをやってしまおうかと思ったのです。あと、もうちょっと、やりたいことをやり過ぎたので、中小企業診断士というのを会社にいながら取って、会社の中で事業を立ち上げようと思ったのですけれども、余り枠があったので。ホンダにいたのですけれども、その枠を超えて社会貢献をしたいなと思ったのです。

○安念座長 そうですか。

大田原市さん自体の受入れ態勢というか、やる気というか、そういうのはもともとおありだったところなのですか。

○とちぎニュービジネス協議会 そうですね。大田原市長自体がもともと農家出身で、すごい事業家なのです。畜産関係をやっているのですけれども、北海道とかで農場をやっているぐらい、多分、日本でも1、2位を争うぐらい、結構大きな指折りの農家だと思います。

そういう人なので、基本こういうソフト事業みたいなところに5,000万円出すというのは、なかなか地方自治体だと考えられないのですけれども、先駆けてこういう事業を立ち上げました。

○安念座長 どうも、大変参考になりました。

ただ、今、伺っていると、施設の話ですから、これはある程度急がなければ駄目ですね。どんどん荒廃が進んでしまって、使い物にならなくなってしまふのを待っていたのでは、これは話にならないですね。

どうもありがとうございます。今後とも御指導をいただく機会もあろうと思っておりますので、また、その節はよろしく願いいたします。

今日は本当にどうもありがとうございました。

(とちぎニュービジネス協議会退室)

(一般社団法人日本経済団体連合会入室)

○安念座長 当ワーキングの座長の安念と申します。今日はお忙しいところ、お出ましをいただきまして、本当にありがとうございます。

「建設業に係る技術者専任要件の緩和」というのを議題にしております。せっかく地方でも建設の需要は相当あるのに、何か人手不足その他でうまくいかないような事例があると伺ったものですから、それは是非、取り上げさせていただきたいと思って、今日、おいでをいただいたような次第でございます。

それでは、まず経団連さんから御説明をいただけますでしょうか。

○経団連 本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は私のほかに、関係する事業者の方にも御同席をいただいておりますので、適宜

そちらの方からも御対応をさせていただければと思います。

本日、建設業法に基づく技術者設置要件の緩和ということで御説明をさせていただきます。

一口に工事と申しましても、多様な業態がございまして、本日は電気工事あるいは電気通信工事の立場から説明をさせていただければと思っておりますので、その点、御了解をいただければと思っております。

今回、資料として、こちらのパワーポイントの資料がございまして、こちらの方を御参照いただきながらと思っております。

まず、1枚目。こちらは背景でございまして、先ほども御説明がございましたように、やはり建設人材の不足ということに関しましては、実情の方でも非常に深刻な状況でございまして、特に構造的な課題といたしましては、技能労働者の高齢化が進んでございまして、そういった方々の退職が進んでいるということです。あるいは、少子化等もございまして、若者がこういった分野で働くということに対して、なかなか難しい状況があるというのがございまして、そういった意味での構造的な不足というのが出てきている。さらには、復興の需要、あるいは老朽化、耐震対策といったような目的で改修やリニューアルといったような需要も出てきてございまして、そういった意味でも非常に需要が高まっているという中で、不足感というものが高まっているということを御理解いただけますと、ありがたく思います。

3ページをおめくりいただきまして、規制の現状です。こちら皆様御案内のとおりかと思っておりますけれども、発注者から直接工事を請け負った建設業者というものは3,000万円以上、建築一式工事に関しては4,500万円となっておりまして、こういった工事を下請施工させる場合につきましては、主任技術者に代えまして、より上位の監理技術者の設置が必要というところでございまして、

特に監理技術者に関しましては、本日の直接のテーマではございませんけれども、そもそも監理技術者になるための資格要件というものは、非常に厳しいというところもございまして、主任技術者以上に、監理技術者につきましても人手不足感というものが非常にあるというところを、御理解をいただければと思っております。

4ページをおめくりいただきまして、さらに、こういった主任技術者、あるいは監理技術者の設置に当たりまして、特に公共性のある工作物に関する重要な工事につきましては、請負代金額が2,500万円以上、建築一式工事の場合は5,000万円以上となる場合につきましては、工事現場ごとに専任の方を置くということになってございまして、こうした専任を置かなければならないということも、また一つ、人手不足感を生むというところがあるかと思っております。

特にこうした金額の料金につきましては、平成6年以降、金額が変更されていないというところではございまして、現状では金額要件が税込金額となっておりまして、増税の都度、結果的には消費税を差し引いた税抜の金額が引き下げられるということにな

っております、もちろん名目ベースではございますけれども、事実上、技術者設置に関する規制というのは強化されているということが言えると思っております。

そうした規制の現状がございまして、その結果でございますけれども、建設工事の内容を問わず、請負金額によって、専任というものがまず求められまして、監理技術者等を設置せずとも、建設工事が適正に行えるという工事であっても、実際には不足する監理技術者等の確保というものができないことで、行われている受注ができないというケースも生じているということでございまして、今後、ますます建設需要が高まり、また、地方創生という観点からも注目を浴びている今回の分野におきまして、こういった人手不足ということが支障になるということがあり得るところかと思っております。

今回の規制の見直しの方向性ということで、幾つか書かせていただいております。今回は、特に電気工事、あるいは電気通信工事ということになりますので、例えば、イメージとしてはエレベーターの設置とか、そういったことになろうかと思っておりますけれども、まず1つ目といたしましては、正に建設業法に関わる監理技術者等の請負金額そのものの基準を引き上げることができないかというところがございまして。

こちらにつきましては、そもそも監理技術者の設置のための請負金額の引き上げというものもございますけれども、専任要件というのが非常に大きくございまして、そちらにおける金額の引上げということも、御検討をいただければと思っております。

また、こちらは工事の特性に応じてということになろうかと思っておりますけれども、例えば、今回の電気工事あるいは電気通信工事につきましては、機器製作が大部分を占めるようなケースもございます。こういったものに関しましては、例えば、そういった機器製作にかかる費用というものを、請負金額の対象外とするような形で、実質的にこの請負金額基準のバーを下げるということも、御検討いただければと思っております。

また、工事現場の実態に応じた複数現場兼務の許可というところでございまして、現状、主任技術者につきましては、一定の要件緩和ということを行っていただいているというところかと思っておりますけれども、こうした工事におきまして、やはり監理技術者につきましても、近年の技術革新等々で、品質管理等もできておりますので、こういった複数現場での兼務ということについても、引き続き緩和の方をお願いできればと思っております。

当然、今回、規制がかかっているという以上、そもそも法目的としては、適正な工事の管理といった側面があるかと思っておりますけれども、近年ですと、技術的な革新でITの技術等の活用ができてございまして、こういった一律的な要件を課すというところの必要性が薄まってきているところかと思っております。

例えば、今回、工事におきましては、多様な方々との協力関係が必要になってまいりまして、ITを使うことによって、関連業者とのタイムリーな情報共有ということも行うことができるようになってまいりましたし、あるいは、施工レベルという意味におきましても、例えば3DCADとか、そういったITの技術を使うことによって、そもそも施工レベ

ルそのものも上がってきているという状況もあろうかと思えます。

こういった技術革新というのも考慮いただきまして、今回の建設業法における技術者設置要件の緩和ということを、是非、御検討をいただければと思っておるところでございます。

私からの説明は以上となります。

○安念座長 ありがとうございます。

具体的に、ここをこうしてくれという御要望については、いかがですか。言わば、決め打ち式に言っていただくことが可能であれば、例えば金額は、今は3,000万円とか何とか言っているのを1億円にしろとか、機器の部分は全部除いて計算しろとか、そんなふうに明快に言っていただくと、もし現段階でそういうことが可能であるとすれば、どんな感じになりますか。

○経団連 今、おっしゃっていただいた、今の電気工事であるとか、電気通信工事であるとか、あるいは機械器具設置工事、エレベーターなんかは機械器具設置工事になるのですが、こういったものは、工事の中に占める比率は、機器製作の部分の比率がかなり高くなっておるのですけれども、今、金額基準は、機器も含めた請負金額で決定されてしまっていますので、現地の本来の建業法が管理したいと思われている現場の施工部分というのが、請負金額の2割ぐらいしかなくても、機器製作も含めて全部、先ほどの3,000万でありますとか、2,500万でありますとか、全部そこに、請負金額そのものにかかってきてしまいますので、特に、今、言いました3業種の、機器の製作部分が多いものにつきましては、おっしゃったように、機器製造部分については金額から除外するというふうにしていただくのが一番。

○安念座長 3業種とおっしゃるのは。

○経団連 今、私が言いました電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事です。

○安念座長 素人にはよく分からないけれども、電気工事というのは、例えばどんなものを言うのですか。どんな工事をやるのですか。素人に分かるように例を挙げていただけますか。

○経団連 例えば、このビルでいいますと、ここにあります照明器具でありますとか、この電源周りのコンセントであるとか、そういうもののケーブルを這わせるとかも多いのですけれども、電力会社から電気がすごく高い電圧で来ているのですけれども、それをここにあるような、200Vとか100Vとかに変換する設備があるのですけれども、あるいは、今、停電時に備えた非常用の発電装置とか、そういうものがこのビルの地下とか屋上とかにあるのですけれども、電気工事で言うと、そういった機器の部分というのがかなり比率を占めるのです。本来の工事そのものと言う、要は労務費そのものと言うよりは、機器そのもので占めるところが多い工事があります。機械器具設置工事で言うとエレベーター、あるいはエスカレーターがございましてけれども、あれはもうほぼそのもの、エレベーターあるいはエスカレーターを工場で作って、それをこのビルであればこのビルに持ってきて、

据付け設置工事をするのですけれども、かなりの部分はほとんど工場で作業している。現地は本当に据付け調整をするぐらいなのだけれども、金額も、あるいは契約期間も含めて、工場でやっている期間も、工場で作っている金額も含めて、全部専任制を問われるであるとか、金額もその中に含まれるというところがございますので、機器の工場で製作している部分、あるいは期間については除外をいただくというのが、一番我々として望んでいるところがございます。

○安念座長 いや、ちょっと私が意外なのは、今までおとなしく「はい」って言ってきたのですか、ということの方が不思議です。だって、今、おっしゃったような工事で、3,000万円を下回る工事ってありますか。探せばあるのですか。

○経団連 探せば当然。改修工事であるとか、あるいはもう一つ言いますと、電気通信工事というのがあるのですけれども、これは監視カメラであるとか、割と軽目の機械だったりすると、1件当たりは3,000万とか2,500万を下回るようなものもございますけれども、ただ、おっしゃるように、それを超えるものの方が多いのは、実態であるかと思います。

○安念座長 驚きました。

○佐久間委員 そもそも、この監理技術者というのは、何をするポジションとして必要だと言われているのでしょうか。実際、そこで施工している、いわゆる技術者なり職人ではないのですね。この人は何をしろということになっているのですか。

○経団連 すみません。法律をそのまま読ませていただきますけれども、建設業法では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもので、主任技術者と監理技術者というのがあるのですけれども、監理技術者というのは、下請工事が3,000万円以上の場合に監理技術者になるだけで、主任技術者とやることは同じで、今、言いましたように、現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者というのが、主任技術者であったり、監理技術者ということになります。

○安念座長 法律にそう書いてあるというのは分かったけれども、例えば、このビルでも、エレベーターを全部替える工事をしたとしますね。そうすると、当然、監理技術者というのがあるわけではないですか。そうすると、具体的に言うと、その人はここに来て、朝から晩まで何をやる仕事なのですか。どういうことをなさるのですか。

○佐久間委員 例えば、どこにいて、何をやるかとかです。

○経団連 求められておりますのは、施工品質の維持ということなのですから、そこに一つの、2,500万あるいは3,000万円という規模の大きさを示すものがあるのですが、より施工品質をキープするために、一定の今まで職歴のある人間、あるいはそういった資格を持つ人間の目によって、施工品質が担保されている。それを保障するという意味でも、現場において施工品質の責任者として配置しなさいというのが、法律における監理技術者の立ち位置だと、我々はそう理解しています。

○佐久間委員 実際、その人は何をされているのですか。

○安念座長 何をしているのですか。具体的な作業です。

○経団連 例えば、検査に立ち会って、その検査の品質に対して自分がサインをして、こういった立場の人間が施工を確認しましたと、そういうことになるかと思えます。

○安念座長 では、検査のときだけいけばいいのではないですか。

○経団連 検査は最終的な確認があつて、その途中で、例えば、中間検査もあれば、そもそも使う材料の選定であつたりですとか、工事の最初から最後まで、施工品質という意味では、材料の品質、施工の品質も含めてチェックしなければならないというのが、基本的に原則としてある。それが現場に常駐して専任をするということです。

○安念座長 大体、エレベーターの場合でいえば、エレベーターの会社が一式を納入するわけでしょう。そこで決まるのだから、そんなものの品質もへったくれもないではないですか。

○経団連 機器に関しては、エレベーターの会社が、その機器の品質を担保いたします。それを、工事という部分が施工品質になります。

○翁委員 だから、先ほどおっしゃったように、監理技術者は、別に常時いなければいけないのですか。

○経団連 3,000万円以上で専任をされるということは、工事期間中はということです。

○翁委員 しかし、やることは、先ほどおっしゃったようにチェックするだけなのですね。

○経団連 はい。実際に手を動かす人間ではありません。

○佐久間委員 いや、もっと簡単に言えば、結構、暇で。

○安念座長 まあ、分からないけれども、そんなような気がしますね。

○佐久間委員 なので、そんなに、このぐらいの規模に必ず1人いなければいけないということではなくて、掛け持ちしても十分、今のIT技術をもってすればできるもののような感じがしたので、その辺はどうなのでしょう。暇だということでは決してなくて。

○経団連 確かに施工品質というところでは、当然メーカーであるとか、例えば、規模もそれぞれあります。ですから、ある一定のメーカーだけとは限りませんので、その施工品質をどう担保するかというところは、非常に発注した側からしてみれば、要はその品質に対して誰が責任を持つのだという方を問われると思うのですが、それはある程度、大手のメーカーだけとは限りませんのでということから、一定に施工品質を担保する人間責任者としてという意味で配置しなさいと、そういうふうに解釈しています。

○滝座長代理 先ほどのエレベーターの場合だと、エレベーターの会社にお支払いする金額も入るのですか。

○経団連 はい、そうです。一括で、請負金額になります。

○滝座長代理 それは大変ですね。

○安念座長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 やはり今話を聞いていると、複数のところを見られるかどうかというのはよく分からなかったのですけれども、施工の管理であれば、施工の額で決めるといのが筋で、ですから、先ほどおっしゃっていたように、機器は入らないということは、当然

のような気もしますね。ですから、そこはそういう形で分けるのではないですか。

○松村委員 ごめんなさい。ちょっと事実を確認していいですか。

○安念座長 松村委員、どうぞ。

○松村委員 「3,000万円（建築一式工事は4,500万円）」というのは、エレベーターを外注して、工事だけを請け負っている場合は3,000万円、エレベーターを内製化している場合は4,500万円ということなのですか。

○経団連 3,000万円というのは、例えば、仮にエレベーターの受注金額が1億だとしまして、その中から据付け工事、いわゆる工事に対して発注する金額が3,000万円を超えるかどうかということになります。ここの3,000万というのは、いわゆる施工にかかるお金だけのことを言っております。

○松村委員 建築一式工事が4,500万円というのは。

○経団連 これはゼネコンさんとかを対象にしておりますけれども、そこはもう建築一式工事になりますと、当然、受注金額が高くなるというところがありますので、そこで線が2つあるということです。

○安念座長 一式というのは、例えばの話で、これは私が仮に自分の住宅を建ててもらおうとして、工務店にとにかく建ててくれとお願いする。そこから先は、あなたがどこから部材その他を調達してくるかは、あなたが勝手に考えてください。とにかく家1軒、これだけのスペックの家を建てたら、例えば5,000万円なら5,000万円払います。これが一式ということだと、素人感覚的な言い方をすれば、そう考えていいですか。

○経団連 さようでございます。

○安念座長 分かりました。

○佐久間委員 先ほどのエレベーターを設置する、ある建物の工事だと、エレベーターの機器代も入った額が、3,000万円と理解したのですが、そうではないのですか。

○経団連 ここで言う監理技術者を専任するというのは、下請工事が3,000万円を超えた場合ということになります。一般的に、この下請工事というのは、据付け労務費になります。

例えば、1億円の受注金額・請負金額があったとすると、例えば、機器が7,000万。工事として3,000万の下請を出しますといったときには、全体の規模も大きいので、それなりの物件となりますので、3,000万を超える。据付け工事として3,000万円を超えたときには、監理技術者を専任で選任しなさいということ。機器は約7,000万ということになります。

ですから、請負金額は1億になります。そこで下請に対して3,000万円出す場合は、監理技術者を専任しなさいということです。

○安念座長 そうすると、監理技術者の専任義務というのは、どちらの方で発生しているのですか。つまり、一式1億円の方で発生しているのか、下請に3,000万円出す方で発生するのか、どちらで発生するわけですか。

○経団連 下請で3,000万円を出す方です。建築一式工事が4,500万円というのは建築工事の場合であって、例えば、エレベーターを例にすると、これは建築工事ではありません。

○安念座長 そういう意味ですか。なるほど、分かりました。

○佐久間委員 それで分からなくなってしまったのですが、先ほど機器製作が大部分を占める工事における機器の取扱いの見直しというのは、今で言うと、下請に出すのが3,000万円で、それにエレベーター代が入っていなければ、それはそれではないということなのでしょうか。

○経団連 これは金額基準が、実は2つの話が、今、ごちゃごちゃになっているのですけれども、最初に御説明させていただいたパワーポイントの3ページと4ページに、2種類の金額基準が出てきているのですけれども、3ページは3,000万円だとか4,500万円というが出ています。

次の4ページには、2,500万円とか5,000万円というが出ています。これは、それぞれ別のことを言っていて、まず、専任制を求められるかというのは、この4ページの方になりまして、専任制を求められるのは4ページの方の2,500万円、あるいはここでいう建築一式工事の場合は5,000万円。これを超えた場合は、専任の技術者が要りますということです。それは主任技術者あるいは監理技術者と書かれていますように、専任で分かれるのは主任技術者である場合もありますし、監理技術者である場合もあります。

戻っていただいて3ページの方で、3,000万円、4,500万円と言っているのは、今、専任で置かないと駄目な主任技術者・監理技術者というのを区分けするとき、下請金額が3,000万円以上ある場合は、主任技術者ではなくて監理技術者を置きなさいということです。その基準が3,000万円であったり、4,500万円と言っていますので、言っている金額基準が別のことを言っています。ですので、専任制を求められるのは、飽くまで2,500万円以上であれば専任で置きなさいというのが、専任制の要件としては、2,500万円というのが基準としてございます。

○安念座長 では、3ページの方は、専任制は要求されないのですか。

○経団連 いや、専任制を要求された上で、下請発注金額が3,000万円を超えるのであれば、主任技術者ではなく監理技術者にしなさいという基準になりますので、別の基準でございます。専任の上に監理技術者にしなさいということです。

○佐久間委員 すみません。そうすると、もう一度、この4ページの2,500万円はエレベーター代とか、機器工事であれば機器が入っているのですか。

○経団連 入っています。

○佐久間委員 なので、それは除いて。

○経団連 除いていただきたいというのが、まず一つのポイントでございます。

○佐久間委員 先ほど言われたのは、この4ページの2,500万円をカウントするときに、機器代を除いてカウントしてくれと。ですから、施工が2,500万円という場合に専任を受けると、こういうふうな修正・改正すべきだということなのですか。

○経団連 そうです。おっしゃるとおりです。

○翁委員 分からなくなってしまったのですけれども、4ページに「公共性のある工作物

に関する」と書いてありますけれども、2. については、それだけの話なのですか。公共性のある工作物ということに対する規制なのですね。

○経団連 はい。

○翁委員 1. に関しては、公共性のある工作物はかかってきていないのですね。

○経団連 いえ、1. もかかっています。

○翁委員 かかっているのですか。

○経団連 かかっています。公共性のある工作物といいますのは、個人住宅を除く、ほぼ全ての建物のことを指します。ですから、まず2,500万円以上であれば、ほぼ全ての建物に関しましては、専任が必要であるということです。さらにその上に、下請発注金額が3,000万を超える場合は、主任技術者にかえて、さらにワンランク上の監理技術者を配置しなさいということになっています。

○翁委員 個人住宅以外のものは、全てこれということなのですか。

○経団連 はい。

○翁委員 では、ちょっとしたアパートとか、そういうのは公共性のある工作物ですか。

○経団連 共同住宅は、基本的にはこれに入ります。

○安念座長 では、現実の問題としては、この4ページを念頭に置けばいいわけですね。

○経団連 はい、そうです。

○安念座長 リアリスティックな話としてはですね。

○経団連 はい、専任ということです。

○安念座長 分かりました。

分かりましたと言っても、まだこちらの頭の方は整理されていないので、今日、ここで全部頭の整理をするのは無理だから、自分たちで勉強いたします。しかし、どうも話としてはおかしいというのは、率直に言って、先ほども言いましたように、何かよくこんなルールで今まで我慢していたなという方が、私は不思議な感じがします。ほとんどの工事がこの金額で出てしまうのではないですかね。一旦建ててしまったものを、補修は別ですよ。しかし、新しくつくるもので、こんな安い工事なんて多分めったにないはずで、そうすると、全部べったり、監理技術者か何だかのおじさんが9時から5時までついてろって、そういうことになるわけですね。

○経団連 はい。

○安念座長 面白い話を聞いたなって、世の中にこういうことがあるんだっていうことを知ったのが、大変な収穫でした。

では、また多分、我々は素人なので、分からないところが続出だと思いますが、またいろいろ教えていただきながら、御要望にできるだけお答えできるように頑張りたいと思います。

今日はどうもありがとうございます。今後とも、一つよろしく願いいたします。

(一般社団法人日本経済団体連合会退室)

(国土交通省関係者入室)

○安念座長 どうもお持たせしました。今日はどうもありがとうございます。

それでは、もう、今日おいでいただいたことの趣旨は、事務局の方から御説明を申し上げていると思いますので、早速、御説明をいただいてよろしゅうございましょうか。

○国土交通省（北村課長） 国土交通省の建設業課長の北村と申します。どうぞよろしくお願ひします。

お手元の資料、4枚紙がございますので、これに基づきまして、まず簡潔に御説明させていただきます。

今回、議題になってございます技術者の専任要件ということでございますが、これは、私どもが所管しております建設業法に基づいて設置しているものでございます。

建設業法は、全体はあれなのですけれども、とにかく建設業を行うためには、許可制ということになってございまして、この中の許可の要件として、業種ごとの技術力を見るところになってございます。

建設業法は、建設業ということで、皆さんは多分一つのくくりで思われているかと思うのですが、こちらの建設業につきましては28の業種がございます。

1ページめくっていただきまして「建設工種の種類」ということで、土木一式とか建築一式とかいろいろございまして、この「建設業の許可」というものは実はなくて、それぞれの工事を行うために、それぞれの専門家としての技術者がいるかどうかということで許可を取るという体系になってございます。

1枚目の技術者制度ということですが、今回、議題になっておりますのは、この業種ごとに、工事現場に技術者を設置しなければならないということになってございます。これが主任技術者の設置というものになっておるのですけれども、特に元請業者が3,000万円以上の下請契約を結ぶ場合には、よりグレードの高い監理技術者というものを置かなければならないということになってございます。

技術者制度の専任制について、もう少し詳しく御説明させていただきますと、3ページ目をお開きいただければと思います。これは、建設業法の条項でございまして、技術者の設置につきましては、建設業者が請け負った建設工事を施工するときには、工事現場の技術上の管理を行うために技術者を置かなければならないということが、業法で書いてございます。

これは置かなければならないとだけ書いてございまして、当該現場の責任者としてこの人をということ、明示的に置けばよろしいのですけれども、一方で、この法律の、その後の条項ですね。専任制というものを決めてございます。これが真ん中のところでございますけれども、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、2,500万円以上の場合、技術者は工事現場ごとに専任が必要」ということになってございます。

これは実は、法律では、ちょっと恐縮ですけれども、1ページめくっていただきまして、

法律の条項そのものがございますので、こちらで御説明申し上げますと、第26条の3項というところで、今、申し上げました公共性のあるものかどうかと、又は多数の者が利用するかというものについての、重要な建設工事ということです。具体的には何が重要かということは、政令で定めるということになってございまして、このすぐ下に建設業法の施行令というものを載せてございますけれども、この中で、各号でそれぞれ、例えば国が発注する場合とか、後はいろいろな石油パイプライン事業だとか、電気通信事業だとか、個々に重要な、そういう公共性の高いもの、また、後ろの方にいくと、1ページめくっていただきますと、例えばワとかカとか、ホテルとか旅館とか、共同住宅、公衆浴場といった、多数の者が利用するものということです。

こういったものについて、重要な工事というものを、すみません、1ページ戻っていただきますと、第27条の柱書のところで、それぞれの工事1件の請負代金の額が2,500万円以上で、括弧書きで、建築工事一式ですね。これは建築業の、要は、ゼネコンが建設工事をまとめて引き受けるような場合ですね。工事の中にいろいろな工程がございまして、まとめて引き受ける場合については5,000万円という基準を設けさせていただいております。こういったものについては専任としなければならないとなっております。

ただ、これは一定の要件緩和がございまして、条文でいきますと、すみません、次のページに戻っていただきますと、この辺の真ん中の2項でございまして、前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事と、これを同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、それについてはそれぞれではなくて、同一の専任の主任技術者がまとめて管理することができるということになってございます。

資料があっちに行ったりこっちに行ったり恐縮ですけれども、今の申し上げたところの解釈を、3枚目の「技術者の専任制」というところに戻っていただきますと、この真ん中の点々で囲ったところが、今、条文で御説明したところでございます。

この運用上の解釈を、別途、私どもの方で明らかにしてございまして、専任というのは何ですかということ、要は、他の工事現場に係る職務を兼務せずということで、とにかく、この現場の責任者はこの人だということで、基本的には常時継続的に、当該工事現場に係る職務のみ従事していることと、当然いろいろな、必要な手続等というのは、本社に時々戻るとか、そういったことはあろうかと思っておりますけれども、とにかくこの現場はあなたですということで、基本的にはそこにいるということ、これを専任と定義してございます。

あとは、これも運用上の話になってまいりますけれども、そこに配置していると、現場に置くということの解釈という中で、そうは言っても、現場の契約はしても、その現場での工事が着工する前とか、あとは工事が全面的に中止している期間とか、あとはいろいろな部品とかを、工場製作をしていて、建設現場では動いていないとか、そういった場合には、それは発注者ときちんと確認をいただいて、こういった場合にまで現場にいても仕方がないものですから、そういう場合には専任を要しないということです。ここは法律上の、建設工事には置くのだということの解釈として、このような運用をさせていただいている

ということでございます。

時間も押しているということですので、非常に簡単な御説明で恐縮でございますけれども、以上でございます。

○安念座長 いや、私ども自身が、まだお話を伺ったばかりで、先ほど経団連さんが見えまして、こうなっていると言うのですが、何か自分たち自身でまだ十分咀嚼できていないものですから、これから勉強を始めなければいけないのですが、勉強を始めるに当たって何か。

松村先生、どうですか。

○松村委員 ちょっと質問があります。

勉強させていただきたいのですが、この27条の2,500万円、5,000万円というのは、これは昭和31年に決めた金額ですか。その後の改定ですか。

○国土交通省（北村課長） これは改正で、何度か引き上げたりしてございます。

○松村委員 最後に引き上げたのはいつですか。

○国土交通省（北村課長） 現在の数字は、平成6年に今の額になってございます。

○松村委員 ありがとうございます。

○翁委員 質問してよろしいですか。

○安念座長 どうぞ。

○翁委員 主任技術者に関しましては、密接した関係のある2以上の建設工事を、建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同じ人がやってもいいということになってはいますが、監理技術者については、先ほどお話を伺った感じだと、常時いなくても、いろいろな検査のチェックとか、そういうときにいるということが必要とされて、別に常時ということでもなくとも大丈夫なことが多いというお話を伺ったので、そうだとすると、こういう規定を本当に監理技術者が必要なところとか、工事とか、そのところに限定して、こういう主任技術者が兼務できるように、監理技術者も兼務できるようにしたらどうなのだろうと思うのですけれども、それは。

○国土交通省（北村課長） 先ほどの御説明というのがどういう御説明だったかはあれなのですが、基本的には、その現場にいていただくのが基本だということです。

監理技術者と申しますのは、要は、下請をいっぱい使うような場合です。そこは本来であれば、下請を使っている場合は全て監理技術者を置くという制度設計もあろうかと思うのですが、そこはある程度の裾切りをしまして、要は規模が大きければ、下請業者をいっぱい使うということです。そうすると、1つの現場におきまして、こちらの方で何か、土工の何かをやっていますと。こちらで鉄筋をやっていますと。建設現場ですので、当然、安全上の問題とかもございまして、とにかく責任者を1人決めて、その人が全工程をしっかりと把握する。当然、検査とかそういう場合にはいるのですけれども、基本的には日々の工程管理とかも、その人が責任を持ってやっておいただくということですので、やはりそこは、監理技術者というのが、要は下請業者が、いろいろな業者がいる。本来の業者とい

うのは、自分のところの会社の社長さんに雇用されているわけですが、それをこの現場においては、この監理技術者の指揮系統の下に、全体がきちんと、工程が問題なくいく、事故も起こらないでいくということですので、そこはやはり、責任者は基本的にはそこにいていただくのが原則です。

ただ、当然、先ほど申し上げましたように、いろいろな手続とかがありますので、365日24時間そこにいろというのは無理なわけですけれども、ただ、そこは、こちらもあちらも両方兼任するということではなくて、ここの現場責任者はあなたなのですよと、あなたの采配で、どうしても今は外しても大丈夫そうだとするのであれば、本社に行ってもらってもいいけれども、事故が起こったらあなたの責任ですからねということは、責任者としてきちんと決めてもらうということで、そこは監理技術者につきましては、要は下請をいっぱい使っているという性格上、兼任というのは問題があるのではないかとというのが、我々の考え方でございます。

○安念座長 大きな工事になったら、当然いろいろな業種の下請が入っていますね。今、おっしゃったように、一方ではエレベーター設置しています。一方ではコンクリ打っています。一方では鉄筋やっていると、それを全部まとめて、1人の監理技術者が見ているのですか。

○国土交通省（北村課長） そうです。ですから、そこが建設業の、非常に業態の特殊性だと思っているのですが、要は元請が、例えば、ある大手建設業者さんとかが受けますね。実は、ただ大手建設業者さんには、一般的には自分の職人があまりいないのです。結局は、それを下請に出します。大きい現場だったら1次下請が、そこからさらに下請にいきますと、いろいろな人がいます。そういう多人数の、本当に何十人・何百人という人が同時に働いていて、みんなそれぞれ会社は別の人だということを、誰かが責任を持ってやらなければならないということなんです。

○安念座長 監理技術者とは、そういう意味なのですか。それでようやく分かりました。

○国土交通省（北村課長） ですので、我々としては、この監理技術者というのは非常に大きな責任を持っている人だと思っておりますので、兼任とかいうのはなかなか難しいのではないかとというのが、我々の考え方です。

○安念座長 そのところは分かりました。

○佐久間委員 そうすると、監理技術者というのは、その現場監督とかと言うのとは違うのですか。

○国土交通省（北村課長） いや、一般的な意味でいうところの現場監督です。

○佐久間委員 現場監督と言われている人だと考えればいいということですね。大体皆さんは下請を使われる。

それと、次に普通の主任技術者を置けばいいような場合の、2,500万円というような数字が、これは機器も入っている。エレベーターの据付け工事であれば、そのエレベーターの代金も入っているとすれば、それも含んだところの2,500万円ということですか。

○国土交通省（北村課長） 今日、出掛けに、経団連さんがそういう御説明をされて、資料だけいただいたのですけれども、あれですね。要は請負契約をいたしますと、その請負契約は、エレベーターの設置工事ですというときに、エレベーターそのものを、製作費用も入っていますかということですね。それは入っています。

○佐久間委員 そうすると、こういうことですか。

エレベーターが2,000万円で、残りが600万円だったと。エレベーターの機器が2,000万円、残りの施工等々が600万円と、こういう工事で置かなければいけないということですね。

○国土交通省（北村課長） いや、そこは、要は契約上分かれていないですから、飽くまでも請負契約ですから。

○佐久間委員 いや、分かります。ただ、もちろん今はそうなっていますが、分解すればそういうことになると思うのです。

○国土交通省（北村課長） それは契約書上、法的な関係において、何ら明示されていないものを無理やり分解しようとするればそうなるかもしれません。

○佐久間委員 いえ、別に今はそうだと言っているわけではなくて、分解できますね。

○国土交通省（北村課長） 分解できるというのは、例えば、エレベーターだけを別途購入してきて、据付け工事を第三者にやると、そういう分解が可能かもしれないです。

○佐久間委員 そうですね。ですから、今はそういうふうになっていないということだけであって、少なくとも概念的には、機器の費用と施工の費用というのは分かれるはずですよ。

その2,000万円のエレベーターと600万円の施工費は技術者を置かなければいけない。こういうことですね。

○国土交通省（北村課長） すみません。そこは2,000万円+600万円ではなくて、2,600万円でエレベーターを製作することから据え付けることまで、全部責任を負うという契約を履行するためには、主任技術者が要ということですね。

○佐久間委員 そうですね。ただ、それを分解すれば、常識的に見てエレベーターが2,000万円ぐらいだとして、いずれにしても2,600万であれば置かなければいけない。こういうことですね。

○国土交通省（北村課長） ちょっと言い方があれですけども、はい。

○佐久間委員 そこにエレベーターがないわけではないので、絶対あるわけです。エレベーターというのは相場があって、これが2,000万だとすれば、2,000万を含んだところの2,600万で置かなければいけない。こういうことですね。

片一方で、全く機器がゼロで、2,000万の施工がかかる。このときは置かなくていい。こういうことですね。

○国土交通省（北村課長） 全く、機器がゼロといっても。

○佐久間委員 エレベーターのように大きい機械があるのではなくて、本当にそこで、トントンカチカチやるだけで2,000万円と、こういう現場は置かなくていいということですね。

○国土交通省（北村課長） それはただ、全く何もないということは普通あり得ませんか

ら、システムキッチンが100万円あるかもしれませんが、サッシを仕入れるのに50万円あるかもしれませんし。

○佐久間委員 もちろん、コストはありますが。

○国土交通省（北村課長）そこはいろいろありますから。

○佐久間委員 ですから、いろいろあることを言っているのではなくて、非常に材料費なり機器費用が安くて、実際の施工のワークの方が2,000万円的时候は置かなくていいと、こういうことですね。請負額が2,000万円だから。

○国土交通省（北村課長）そういう工事もありますね。

○佐久間委員 ありますね。2,000万円だと、そのときは置かなくていいですね。ですから、実際、そこで本当は見なければいけない、施工部分が2,000万円。これは置かなくてよくて、施工分が、600万円ぐらい、機器が2,000万円ぐらいですから、据付けの額が、実際そこで見なければいけない、施工する工事が600万ぐらいのものであっても置かなければいけないということを聴いているわけです。

別にエレベーターが2,000万円かどうかなんかどうでもいいのです。

○安念座長 ですから、多分、我々が問題にしなければならないだろうと思うのは、金額の絶対額が、今の世の中の相場から見て妥当なのかということと、それから、言わば出来上がりの請負金額ということベンチマークにして規制をするのが妥当なのかという、多分、この2つの問題なのではないかという気がするのです。

○国土交通省（北村課長）そこは、おっしゃる意味はよく分かりますけれども、ただ、そこはエレベーターを設置する請負契約を受けた建設業者の方が、2,000万円と600万円という非常に極端なことを言われれば、何となくそういう気もしないでもないですけれども、その中でいろいろ、設置費用から何から、全部請負契約の中で、込み込みでやっているわけですね。

○安念座長 そうです。

○国土交通省（北村課長） ですから、それを分離してどうこうというのが、確かに非常に極端なことをおっしゃれば分からないわけでもないですけれども、では、エレベーターではなくて、私が申し上げたいいろいろな機材とか設備とかございますし、それは別に、要は、メーカーで売っているものを買ってきて置いてあるわけではないわけですね。ですから、その組立て工程から何かからも、それもまた請負契約の中でやっているわけで、1つの契約をそうやって、何か無理やり分解して、そのルーチン分だけを見ればいいのか、そういうことになるのか。

ちょっとそれは、私どもは、事前にいただければ、また考えてきたのですけれども、今日いきなりなので、明快に御回答できないところがございますけれども、そこはおっしゃる意味は分かりますけれども。

○安念座長 いや、別に今日結論を出そうとか、そんな話は全然ありません。こちらはまだ全然頭の整理ができていなくて、勉強を始めたばかりです。

ハードそのものと、ジョブというか、ワークというか、付加価値というか、そういうものに分けられるような工事の種類というのが、もしあるのだとすれば、今、経団連から、ジョブの方をベンチマークにして規制するのが合理的ではないかという話があったものですから、少なくとも観念的にはそういう話はあるのかということ、我々は感じたわけです。

ですから、今後とも、我々も勉強しなければならないので、引き続きこの問題について、誠にお忙しい中恐縮ですが、お付き合いを願いたいというのが今日のお話でございます。

○国土交通省（北村課長） もし分けられるのであれば、分離発注するなり、機材だけ分けられるのであれば、機材だけの購入という方法もあるので、分けられないから一式で請負契約をしているので、例えば、明確に分けられて、エレベーターだけ購入する。エレベーターはないかもしれないですけども、機材だけ購入するとなれば、その購入費だけを外した契約もありますので、分けられないから一括して2,500万円なり600万円で行っているということです。

○安念座長 はい。私もそういう説明は十分成り立つ話だろうと思います。

○国土交通省（北村課長） もし分けられたらというのは、分けられないからそうしているのだと思ってもらえれば。

○安念座長 それは当然あり得る説明だと思います。

では、今日は勉強の第初回ということでやりましょう。

今日はお忙しいところ、すみませんでした。非常に短い時間で適切に御説明をいただき、感謝いたします。今後とも一つよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

（国土交通省関係者退室）

○安念座長 どうもありがとうございました。

○柿原参事官 次回のワーキング・グループの日程については、御連絡いたします。よろしく願います。